

## 第165回福島県都市計画審議会議事録

日時 平成25年7月22日(月)

時間 午後2時00分より

場所 杉妻会館 3階 百合

(事務局)

それでは、定刻となりましたので、只今より第165回福島県都市計画審議会を開催いたします。

本日の審議会の開催にあたりまして、委員の皆様におかれましては、御多忙のところ御出席いただきまして誠にありがとうございます。私は本日の司会を務めさせていただきます福島県都市計画課の荒川と申します。どうぞよろしくお願い致します。

初めに、事務局より傍聴人の方に申し上げます。お配り致しました福島県都市計画審議会傍聴要領の内容を遵守致しまして審議会を傍聴されますようお願い致します。

次に、委員の皆様配布しております資料のご確認をお願い致します。まず次第、議案書、資料1、資料2、資料3の都市計画区域マスタープランの見直しについて、A3版の区域マシ見直し概要版、別紙A4版1枚の意見書に対する考え方です。よろしいでしょうか。

次に、審議会の開催に先立ちまして、人事異動等により新たに就任されました委員を御紹介致します。なお、新たな委員名簿につきましては、議案書の9ページに記載してございます。

まず、郡山市長が交代されまして、原正夫委員が退任され、後任には品川萬里委員が新たに就任されました。本日は所用のため、代理としまして、郡山市都市整備部長の東間友秀様にご出席いただいております。

次に、福島県町村議会議長会会長の任期満了により大野峯委員が退任されまして、後任には八島博正委員が新たに就任されました。

次に、東北農政局長の人事異動によりまして、五十嵐太乙委員が退任され、後任には佐々木康雄委員が新たに就任されました。本日は所用のため、代理としまして、東北農政局農村計画部農村振興課課長補佐の柝沢一成様に御出席いただいております。

次に、東北経済産業局長の人事異動によりまして、山田尚義委員が退任され、後任には守本憲弘委員が新たに就任されました。本日は所用により欠席されております。

ここで、福島県土木部都市担当次長の佐藤達雄より御挨拶申し上げます。

(佐藤次長)

土木部次長の佐藤でございます。福島県都市計画審議会の開催にあたりまして、御挨拶を申し上げます。委員の皆様方には、御多忙の中、御出席を賜りまして、また、日頃から本県の都市計画行政の推進につきまして御支援を頂いておりますことに、心から感謝申し上げます。

復興元年の昨年度は、復興まちづくりの基盤となる防災緑地や道路の整備等が都市計画決定されるとともに、事業に着手するなど、復興の歩みを着実に踏み出したところではありますが、今なお約十五万人の県民の方々が県内外において仮の住まいでの暮らしを余儀なくされております。

県土木部では、「ふくしまの未来を拓く県土づくりプラン」の重点施策に津波被災地の復興まちづくりや避難者の居住の安定確保等を掲げ、一日も早く安心して暮らせる環境を取り戻す事ができるよう全力で取り組んでいるところであります。

特に復興まちづくりにつきましては、被災地の状況に応じたきめ細かな対応を図るとともに、地域の方々との「つながり・絆」を大切にされた地域づくりなど、ハード・ソフト一体となった取組により、復興の歩みを加速してまいります。

もとより、本県の都市づくりの基本理念である都市と田園地域等との共生に基づく都市づくりにつきましても、引き続き進めてまいる考えでありますので、より一層の御支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

今回の審議会におきましては、いわき都市計画区域における都市計画臨港地区、都市計画道路及び都市計画緑地の変更について、審議をお願いしているところでございます。

委員の皆様方には、それぞれのご専門の立場から忌憚の無いご意見を賜りますようお願い申し上げます、挨拶といたします。本日はよろしくお願いいいたします。

(事務局)

それでは、議事に移らせていただきます。福島県都市計画審議会会議運営規則第5条に基づきまして、審議会の議長につきましては、会長がこれにあたることとなりますので、山川充夫会長、よろしくお願いいいたします。

(議長)

それでは、暫時、議長を務めさせていただきます。最初に、委員の皆様には議事録作成の都合等によりまして、慣例上、ご発言の際にまず委員の議席番号及び氏名から発言していただくとともに、円滑な議事進行にご協力いただきますようお願い致します。

それではまず、次第をご覧いただきたいと思っております。本日は議案が3件、報告事項1件、その他1件を予定しております。

次に、議案書をお開きいただき、1ページをご覧いただきたいと思っております。本日御審議いただく議案は、福島県知事から当審議会に諮問ありました、議案第1952号「いわき都市計画臨港地区の変更について」、議案第1953号「いわき都市計画道路の変更について」、議案第1954号「いわき都市計画緑地の変更について」の3件であります。これは全て、東日本大震災復興特別区域法第48条第7項第1号の規定に基づく議案となっております。

次に、出席委員数をご報告致します。出席委員は14名で、うち代理出席者は6名

でございます。これは福島県都市計画審議会条例第7条第2項に定める定足数に達しておりますので、本議案の審議は成立しております。

次に、議事録署名人を定めたいと存じますが、これは慣例に従い、議長から指名させていただきますということによろしいでしょうか。

(異議なし)

御異議がないということでございますのでご指命申し上げます。3番の佐藤玲子委員、17番の宮本しづえ委員のお二方をお願い致します。

それでは議事の審議に入らせていただきます。まず議案第1952号「いわき都市計画臨港地区の変更について」でございます。事務局より説明願います。

(事務局)

福島県都市計画課の加藤でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。本日の議案のうち、最初の2件につきましては、小名浜港背後地周辺事業により関連する議案となっておりますので、まず、事業の全体概要につきまして説明させていただきます。その後、各議案について説明させていただきます。

スクリーンをご覧ください。なおスクリーンと同様の物をお手元の資料1にまとめておりますので、こちらの方は1ページをご覧ください。

議案第1952号は、いわき都市計画臨港地区における小名浜港臨港地区の変更を行うものでございます。

議案第1953号は、臨港地区に接するいわき都市計画道路3・5・142号船引場原木田線及び3・5・144号船引場館ノ腰線の幅員の変更を行うものでございます。

まず、小名浜港周辺の概要を説明致します。資料では2ページを御覧下さい。これは現在の小名浜港周辺を海側から撮った航空写真でございます。

小名浜港1号埠頭にいわき・ら・ら・ミュウ、2号埠頭にアクアマリンふくしま、更に小名浜さんかく倉庫が立地しまして、アクアマリンパークという年間250万人が訪れる県内屈指の観光拠点が形成されております。その北側に小名浜の市街地がありますが、アクアマリンパークとの間に福島臨海鉄道の貨物ターミナルが存在しておりますが、都市計画道路平磐城線から接続する道路にも踏切がございますなど、市街地とアクアマリンパークとの間が分断されている状態となっております。

そこで、いわき市におきましては、港と市街地の一体となった賑わいのあるまちづくりを目指しまして、平成12年に国・県・市並びに地域の方々の協働による「小名浜港背後地等の整備に係る連絡調整会議」を組織し、福島臨海鉄道の貨物ターミナルの移転による、港と一体的なまちづくりの実現に向けた取り組みを進めてきたところでございます。

資料3ページでございます。まず福島臨海鉄道貨物ターミナルを西側へ移転して踏切を無くします。そして都市計画道路平磐城線を臨港道路まで延伸するとともに、貨

物ターミナルの移転跡地を都市センターゾーンとしまして、道路整備や土地の造成等の基盤整備を進め、アクアマリンパークと既成市街地との一体化を図っていくこととしております。

資料4ページでございます。こちらが小名浜港背後地周辺の事業についてのイメージでございます。図面のオレンジ色に縁取りしている区域において、小名浜港背後地震災復興土地区画整理事業により、鉄道の移転や道路の整備、土地の造成等の基盤整備を行いまして、青線で縁取りされている区域では、再度津波が発生した場合においても都市機能を維持するため、小名浜港背後地津波復興拠点整備事業によりまして、既存の国・県の港湾関係庁舎の移転や、アクアマリンパークと既成市街地を結ぶペDESTリアンデッキの整備を行うこととしております。また周辺事業につきましては、県におきまして、都市計画道路平磐城線の街路事業、社会基盤整備総合交付金事業で都市センターゾーン南側の公園及び駐車場の整備を実施致します。

ふくしま海洋科学館（アクアマリンパークふくしま）におきましては、クェートからの寄付金を活用した友好記念庭園の建設と駐車場の整備を予定しております。また1号埠頭においては、福島漁業協働組合連合会によりまして、震災で壊れてしまった小名浜魚市場の復興整備が行われます。

これらの事業による小名浜港背後地の都市計画決定案件をまとめましたのが、資料の5ページでございます。いわき市決定案件では5つの変更がございます。全て黒の点線で囲まれた区域のものでございます。

1つめは、土地区画整理事業において、東側への面積の拡大と区画内道路の位置の変更でございます。2つめは、都市センターゾーン周辺における一団地の津波防災拠点市街地形成施設において、接続する市道部の交差点改良の変更でございます。3つめは、都市センターゾーンの用途地域におきまして、準工業地域から商業地域へ変更するものでございます。4つめは、都市センターゾーンの有効活用を図るため、区域内の道路の位置を東側へ変更するものでございます。5つめは、都市センターゾーンの用途地域を商業地域に変更することに伴いまして、準防火地域に指定するものでございます。本日御審議いただく県決定案件につきましては、都市センターゾーン全体を指定しております臨港地区の変更と、都市センターゾーンに隣接する都市計画道路船引場原木田線と船引場館ノ腰線の変更でございます。

それでは、議案第1952号いわき都市計画臨港地区における小名浜港臨港地区の変更につきまして御説明致します。

資料は7ページをご覧ください。これは小名浜臨港地区の位置図でございます。臨港地区につきましては、港湾の管理運営を円滑に行うため、港湾地区と一体として機能すべき陸域のこととでございます。赤色で染められた所が指定区域でございます。面積は約380haとなっております。

資料8ページをご覧ください。都市計画法に基づく臨港地区は、都市計画区域内において、その背後地域の土地利用計画との調整を図りつつ、港湾管理者の案に基づいて指定することとされております。

先に説明いたしました小名浜港背後地震災復興土地区画整理事業や、津波復興拠点整備事業による港湾背後地域の利用形態が変更されたため、港湾管理者である福島県が定める小名浜港港湾計画の変更について、去る6月6日に開催された福島県地方港湾審議会承認されたことから、スクリーン右上に示しております小名浜港臨港地区の区域の変更を行うものでございます。

変更の内容としましては、小名浜港背後地の都市センターゾーンの整備によりまして、西側の黄色で着色した区域0.8haを廃止しまして、東側の赤色で着色した区域0.7haを追加するものでございます。小名浜港臨港地区につきましては、全体で約380haが都市計画決定しておりますので、今回の変更におきましては、追加面積と廃止面積が相殺され、数値上の変更はございません。

次に、土地利用計画の側面から、臨港地区の詳細な変更内容について御説明致します。資料の9ページをご覧ください。都市センターゾーンは3つのエリアに分かれております。黄色の区域は、主に地域住民が利用する交通ターミナルと都市計画道路平磐城線の区域でございまして、臨港道路や港湾部への影響は少ないと考えられることから、臨港地区から外すことと致します。赤の三角の部分につきましては、区画整理事業で区域を拡大し、港湾関係の官公庁エリアとしまして、国・県の港湾事務所を集約するため、臨港地区として指定することと致します。中央のアクティビティーゾーンにつきましては、施設利用車両が臨港道路の利用に影響を及ぼす恐れが強いことから、官公庁エリアとともに臨港地区に指定することと致します。

小名浜港臨港地区につきましては、港湾管理者が7つの分区を定めております。資料では11ページでございます。この分区につきましては、福島県の管理する港湾の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例に基づきまして、構築物の建設等の規制を行っております。本区域は、貨物ターミナルとして使用されていたため、旅客や貨物を扱う商港区に指定されておりましたが、アクティビティーゾーンには娯楽施設等が計画されておりました。本条例では当該構築物を規定していないことから、港湾管理者として分区の規定を外し無分区と致します。

資料は12ページをご覧ください。こちらは小名浜港臨港地区全体の分区を表した図でございます。赤色に着色した商港区は189haから184haへ減少し、無分区が5haとなることにより、全体面積の380haには変更がございません。

以上で資料の説明を終わります。次に議案書の説明を行います。議案書の2ページをお開き下さい。

議案第1952号いわき都市計画臨港地区の変更について。都市計画小名浜港臨港地区の変更でございますが、先程説明させていただいたとおり、名称及び面積約380haには変更ございません。ただし、備考に記載させていただきましたが、臨港地区の分区につきましては、商港区の面積が約189haから約184haに変更し、5haが無分区となります。

3ページをご覧ください。理由につきましては先程資料で説明させていただきましたので、省略させていただきます。

また本議案につきましては、平成25年6月28日から平成25年7月12日まで案の縦覧を行いましたところ、東日本大震災復興特別区域法第48条第5項に基づきまして、1件の意見書が提出されていますので、意見書の要旨と内容について御説明致します。

まず(1)駐車場、交通渋滞、騒音等の問題が懸念されるため「公営モノレールの運行」を提案します、という意見でございます。これは、都市センターゾーンとJRいわき駅の間に、コンピュータ制御の公営モノレールを建設・運行し、高齢者や免許を持たない人たちの利便性を高め、車利用者による交通渋滞を緩和しようというものでございます。

次に(2)モノレール利用客及び県外からの観光客を確保するため「宇宙戦艦ヤマト・ミュージアム建設」を提案します、という意見でございます。これは人気アニメ「宇宙戦艦ヤマト」で描かれている全長300mの宇宙戦艦をミュージアムとして建設し、全国から観光客を呼び込もうというものでございまして、作者の承諾や莫大な建設費という課題も含め、提案されております。

次に(3)ショッピングモールと近隣商店街の両立を考慮し「近未来情報化都市構想」を提案します、という意見でございます。これはアクティビティゾーンに計画している商業施設に、無料で出来るインターネットの環境を整え、周辺商店の情報を検索できるようにして近隣商店街との両立を図るという意見でございます。

最後に(4)ショッピングモールの近くに風俗店街が存在することを問題視する方もいるため「小名浜風俗店の湯本温泉への移転」を提案します、という意見でございますが、これは、湯本温泉に昭和初期または江戸時代の街並みを再現し、そこに江戸時代の遊郭を設け、宿泊客の増加を図りたいという意見でございます。

これらの意見に対しまして、県としての考え方をまとめましたので、別紙「意見書に対する考え方」をご覧ください。表の右欄に県の考え方を記載しております。

小名浜港背後地の整備につきましては、港と市街地の一体的なまちづくりの実現に向けた計画的な市街地整備を進め、新たな都市拠点の形成を図ることとしております。

また、東日本大震災が発生し、本地区においても甚大な被害を受けたことから、いわき市復興のシンボルとして、市の復興事業計画に位置付け、小名浜まちづくり市民会議等、地域の意見を聴きながら整備計画を策定してきたところであります。

当該地区の交通渋滞等の対策につきましては、都市計画道路の整備、駐車場の適正な配置と整備、公共交通への転換、アクアマリンパークと一体的な駐車場誘導システムの導入等により対応していくこととしております。

提出のあった4件につきましては、今回の都市計画案に対する内容でないため、意見書と認められないものと考えます。ただし、本意見につきましては、今後の整備に向けた参考意見として承らせていただきます。以上で説明を終わります。

(議長)

本議案には意見書が提出されているということでありまして。この意見書に対する県

の考え方について、事務局から説明があったわけでありませけれども、これにつきまして御質問、御意見等がありましたら頂きたいと思ひます。よろしくお願ひします。

(17番 宮本委員)

17番の宮本です。意見書に対する考え方ということで、意見書では(3)のところで「ショッピングモールと近隣商店街の両立を考慮し、近未来情報化都市構想を提案します」という意見が出されているのですが、既にここは都市計画決定されていて、今回は一部変更ということですが、このショッピングモールが出来ることと近隣商店街の両立ということは、いわき全体のまちづくりにとって非常に大きな問題だと思うんですね。

このような意見が相応しいかどうか何とも言えないのですが、最初の段階でこれを都市計画決定する際に、近隣商店街とショッピングモールの両立ということについて、市や県がどういう見解をもって都市計画決定された経過があるのか、この辺のところを今日確認しておきたいと思ひます。

(事務局)

都市計画課長の鈴木です。私の方からお答えさせていただきます。今回の都市計画の変更につきましては、臨港地区の変更ということでございますので、直接的には今お話があった件とは関係がないかと思ひますが、小名浜港背後地区の計画がこの様に固まってきた経緯について、地元との調整も踏まえながら、簡単に御説明させていただきます。

先程の説明でもありましたように、小名浜の市街地と港湾やアクアマリンパークが鉄道で分断されているということで、平成12年頃にこれを一体化しようということで、県・市・国の関係機関や小名浜市民会議という組織等が入ったまちづくりを検討する組織を作り、幅広く意見交換をしながら計画策定を進めてきました。

ある程度まとまった段階で区画整理事業を実施して、臨海鉄道の部分を移転し、そこに商業拠点や業務拠点等の新たな拠点を設けて一体化を図っていきましょうという計画です。

その後震災があり、復興のシンボルという位置付けで事業化させて、今日に至っており、途中の段階で先程申しました小名浜市民会議や、地元行政区の方々との意見交換、あと小名浜や平・湯本等いわき市内の各商店街や商工会等の全体的な組織、「商業まちづくり連携会議」という名称ですが、そういったところとも意見を交換しながら計画を策定しております。その話し合いの中では、いわき全体の商店街、特に小名浜地区商店街の方々はこの今回の計画と共存共栄を図るという方向で考えております。

確かに、その計画が初めて出た時点では、やはり自分たちの方もかなり厳しい状況になるということで心配されたと聞いておりますけれども、何回も話し合いを重ねる中で、これを契機に自分達の方もすっかり頑張り、回遊性を高めたりしながらまちづくりを進めていこうということで、今は御了解いただいていると聞いております。

(17番 宮本委員)

わかりました。

(議長)

その他いかがでしょうか。

(11番 荒委員)

11番の荒です。平成12年にこの計画が出来たということと、それから震災があつて、その後に根本的に変えたのかどうかということを知りたくて。資料で一部を見ますと、被害の可能性が高い地域という印象を持ちます。それを考えると、既存のままの市街地を維持するということが本当に出来たら良いと思うのですが、非常に難しいものだと思います。

(議長)

防災の観点からと言うことですね。平成12年に当初の計画があつて、震災があつてこういう形になるのですが、その時防災の視点というのが新たに付け加わる術があるのではないかという御質問ですが。

(事務局)

平成12年というのは計画策定に着手した年度で、計画がまとまったのはもう少し後の震災前頃になります。そして震災が発生しまして、津波被災を踏まえた安全安心な都市づくり、まちづくりについても一緒に検討しております。

小名浜地区につきましては、小名浜港の防波堤が配置されておりますので、他の地域に比べると津波の勢いが防波堤で抑えられたため比較的被害が少なかったのですが、それでもアクアマリンふくしま等も被災したということで、安全対策、防災対策をどうしようかと検討した結果、港湾ですから高い堤防を新たに設置するということが出来ませんので、先程申しましたように、その防波堤である程度津波の勢いを止められるため、津波が来たら避難することを前提としたまちづくりを考えております。ですから、都市センターゾーンの真ん中に通路のようなものがあると思うのですが、それがペデストリアンデッキで、地上からある程度の一定高さのところに通路を設けておりました。港湾側にいた人達がペデストリアンデッキを使って市街地側に避難出来るように計画しております。津波が来たときには、そのペデストリアンデッキから都市センターゾーンの中央部に予定しております商業関係施設の二階に直接避難できるようなかたちで、避難路をきちんと確保したまちづくりを進めるということで見直しをしてございます。

さらには、先程もお話ししましたが、官公庁エリアに港湾関係の県や国の施設を集約して建設することを考えておりますが、そこを防災拠点に位置付けて、津波被災があった際にきちんと対応していくということを考えてございます。以上です。

(議長)

3月11日の時、津波はどこまで水が上がったのですか。

(事務局)

浸水は、おおよそ今回の区画整理の北側からもう少し市街地側位まで、また浸水深につきましては、区画整理エリアのほぼ中間地点から、海側が2m少し、陸側が1mを少し超える位の浸水がございました。

(議長)

そうするとこの地区は津波には浸かったということですか。

(事務局)

そうです。津波には間違いなく浸かりました。

(議長)

堤防を高くすることは出来ないので、防波堤と、「逃げる」を基本にして、高台は無いのでペDESTリアンデッキとか、あるいはこの新しく出来る所に避難をします。

(事務局)

ペDESTリアンデッキの南側に小高い緑地がありますが、そこを高く盛り立ててペDESTリアンデッキに移動できるようなかたちになっていますので、その部分もある程度高さを確保したい。

(17番 宮本委員)

デッキの高さは何m位ですか。

(事務局)

高さ何mということはありませんけれども、今回の津波では問題無い高さが確保されております。商業施設の方につきましても、ピロティ方式といって1階は施設を設けず駐車場として確保し、直接2階に出入りするようなかたちで、その高さも当然今回の津波に対しては安全な高さを確保しているということです。

(議長)

1階には売り場はない？

(事務局)

駐車場として使用することを予定しております。

(議長)

という対応のようですが、いかがでしょうか。

(11番 荒委員)

どうもありがとうございました。これだけ大きな都市ですから、新たな候補地域に移転するとか難しいのは非常に解るのですが、本当に今の試算通りに被害が減災されることを祈るしかないという印象しか伝えられないのですが。土地が全く無いというのであれば今の御説明もよく分かるんですが、本当にこの機に安全性を高めるといっても抜本的に都市移転では無いのですが、それくらいの世代でやらない限りは、次の世代は「この橋何？」みたいなことになってしまう可能性もあると思います。今の計画で安全性を高められることを願うとしか言いようがないです。

(議長)

この臨港地区についてはこういう対応をすると。今回の審議の対象にはなりませんけど、この後背地のところの防災をどうするのか、これはまた別途都市計画の方で議論しなければいけないと思っております。さしあたりこの臨港地区についてはそういう対応だということで。他、御質問いかがでしょうか。

(1番 土方委員)

少しお聞きしたいのですが、その商業施設の規模がどれくらいあるのか。あと先程ありましたように、近隣商業施設あるいは商店街との連携、共存というのが重要になってくると思うのですが、この商業施設そのものはどの程度の購買圏を想定しているのか、それに見合うような規模なのか、ということをご参考にご教えてください。

(事務局)

規模につきましては、現在この背後地区の事業計画を進めるにあたって、いわき市で開発事業協力者を公募した結果、ある会社が決まり、その開発事業協力者といわき市で現在計画を策定している所なので未だ確定しておりませんが、その開発事業協力者の公募の際の企画提案書では、店舗面積が約34,000㎡ということで出されております。商圈につきましては、専門ではないのですが、30分位で買い物に来られる方が想定。確かに年に1～2回位であれば、かなり遠くの方からもいらっしゃることも考えられますが、通常商圈ということで考えられるのは30分位と思います。

(1番 土方委員)

おそらくいわき市の方で納得して作られたので、何とも言いようがないのですが、今の話だと34,000㎡で商圈が30分ということは10～20km位の範囲。ですから、いわき市がすっぽり入るくらいの商圈は一応想定していると思うのですが、そこを一つの拠点にして小名浜の復興あるいは活性化を図ろうということで、おそらく同意はしてい

と思うのですが、主観的に近隣商店街との連携なり共存というのは、なかなか難しい規模かなという感じがあります。これは議論の対象では無いのですが、ただ少し心配であると。今回準工地域だったものを商業地域に変更した。これもいわき市の都市計画なのでここで言う話では無いのですが、相当数の商業地域があって、なおかつ拡大ということですから、従来の商業地域にどの程度の商業施設があるとか、その辺の土地利用状況も本来は加味していると思いますが、それがよく伝わらないということで質問させていただきました。

(議長)

他、いかがでしょうか。

(3番 佐藤委員)

私も参考までにお聞きしたいのですが、アクアマリンふくしまの近くに駐車場があるのですが、それをもう少し陸側に駐車場を全部移動させるというイメージなのでしょうか。図面で言いますと、今はアクアマリンの左側に駐車場がありますよね。それがグリーンベルトのような形で緑化されて、駐車場全体はその北側というか、図面の上側に駐車場を全部持っていくという考えでしょうか。

(事務局)

資料4ページにありますように、今の駐車場の部分は福島・クエート友好記念庭園整備を考えておりまして、これで駐車場が不足するため、代替で北側のPで示してある所に設けるということです。ただアクアマリン専用の駐車場というよりは、この地区のアクアマリンパークや新たに出来る都市センターゾーンという、そういった施設の駐車場全体として使っていくという形で考えております。

(3番 佐藤委員)

この後に津波がまた起きたという発想をしてしまうと、アクアマリンにいた子供さんやご家族が避難するときはどうするのかなどと思ってしまい、考え方としてはアクアマリンの上階に逃げれば大丈夫だという発想なのですか。

(事務局)

丁度その時居た人にお伺いしておりますが、今回小名浜全体の浸水の高さは、建物の1階部分でした。丁度1階のライトのスイッチを押す高さ、そこまできたのが大体の高さです。アクアマリンパークそのものについては、もちろん1階は浸水して、地下の色々な器具類がやられた。その時に誘導されて2階3階に移り、亡くなられるなどの方々はいらっしゃらなかったということです。他の所の海側の浸水エリアとしては、県道の所までしか浸水はこなくて、皆さんどこかへ逃げられた。

先程から説明していますけれども、そういう浸水深だったということと、今回の津

波の特徴かもしれませんが、全体的に震源域から南側にあるということもあって、巨大な波が異様に大きな高さで押し寄せたということでは無かったものですから、大体の浸水が達する建物の1階連絡部分というのは、ピロティ方式にして駐車場。2階以上は商業系。防災拠点となる予定の港湾事務所とか、海上保安部の建物も右側に移りますけども、その1階も同じ方式ということです。さらには2階にデッキを造って、商業施設の真ん中を抜いて、既存の背後地の方に逃げていく通路を造る。

そういう通路を造りながら、更に不特定多数の人間が来るので、防災訓練等は当然何度か開かれるだろうということです。そういうことをもって、海のそばですから何かあったときの不安はあるけれど、それを恐れていてもいられないということもあり、多くの方々が安全に逃げられるようなソフト対策をやりつつ、いわきの復興の拠点とするためにこの対策を進めていこうというのが、地元の人たちの考えです。

(3番 佐藤委員)

安心しました。ありがとうございます。ただ、この絵だけで見えてくるのが、例えば高齢者の方とかお子さん連れの方がかなり駐車場から歩くというイメージがしてしまったものですから、逃げる時にどうするのかな、と思ったものですから、参考までにお聞きしました。

(議長)

私の方から。臨港地区ということなので、今回、区画整理事業等をやりながら、例えば10ページのところで商港区になると。商港区というのは、都市計画で商業の用途がある、商業地域ということになるのですか。

(事務局)

12ページを御覧頂きたいのですが、下の方に分区毎の目的を記載しておりますけども、商港区というのは旅客又は一般貨物を取り扱わせるということで一般の商業地域とは違うものですから、今回の区域については、商業施設プラス娯楽施設等が入ってくる形で考えていますので、このいずれにも該当しないという事で無分区という位置付けになります。

(議長)

そうすると大枠としては臨港地区という枠組みがあると。

(事務局)

臨港道路に対して、その商業施設であるとかが色々と影響ありますので。

(議長)

そしてここは無分区にする。無分区というのは何でも出来るという意味になるので

すか。

(事務局)

そこは都市計画法と港湾法の二つの法律が被って規制していくような形になるのですが、無分区というのはどちらかという都市的な土地利用が優先されるということで、都市計画法の用途地域で規制していくという形になります。ですから今回商業地域ということなので、商業地域としての規制がなされることになります。

(議長)

そうすると、その使い方については、いわき市の都市計画で決めるという事なのでしょうか。

(事務局)

そういうことです。

(議長)

ではここには規制がかからないということですね。一方で、まちづくり三法の話があって、コンパクトということで工業地区であるとか準工業地区というのはそこに造らないようにしようという中で、なんとなく新しい穴抜けが見えるのかな、という気がして、そこに我々が加担するのはどうなのかという思いを、色々な質疑・説明を聞いていたら気になるものですから、そのあたりのところはどうでしょうか。

(事務局)

いわき市は区域がかなり大きいので、拠点をいくつか設けるようなかたちになっておりまして、一番の中心拠点は平地区なのですが、小名浜地区につきましても、やはり広域拠点ということで、この地区の中心部に商業施設とか業務施設とかを集約することを元々市のマスタープランの中で位置付けをされておりますので、色々変更するのは今回でございますけど、まちづくりの方向性が乖離する方向ではないということで御理解頂きたいと。

(議長)

そうすると、臨港地区という網と土地利用の都市計画上の網という二重の網が被さっていて、今回は臨港地区の方の枠組みを簡単に取っ払うと、つまりそれで商業施設が建つことが可能になる、こういう風に理解してよろしいですか。

(事務局)

簡単に言えばそういうことになります。

(議長)

という理屈のようであります。法的に問題があるかどうかということについては大丈夫だということですが、いかがでしょうか。

(17番 宮本委員)

まちづくりとの関係で言いますと、提案によりいわき市が採用を決めた事業者との間で、具体的な施設の中身について協議中ということですが、この提案をした事業者というのは要するにイオンですね。このイオンはやはり事業者ですから、景気が悪くなって、儲からなければ撤退ということは当然起こり得る話だろうと思います。

そうなったときに、この地域のまちづくりというのをがらがらと変えざるを得なくなってくる、そういう可能性をはらんでこのまちづくりの計画を進めていくということになる訳ですよ。これは非常に微妙な問題だなと思うんですね。

もう少し後ろの方の地元商店にとっても重大な影響が出てくる可能性がある訳ですけど、これはいわき市が事業者を決定する事なので、県の方があれこれ言う立場ではないというのはよく分かりますが、撤退という痛い目をあちこちでしているの、この大手事業者を誘致してまちづくりを進めるというやり方が、このいわきで、アクアマリンやら・ら・ミュウ、こういうものと一体的なまちづくりを考えると、もう少し地元の人たちの力を引き出すようなまちづくりの在り方というのは考えられなかったのかな、という思いがあるんです。

これは今日の審議に係る都市計画の変更の中心的なところではないのでやむを得ないのですが、やはり本当に地域のまちづくりを考えるとときには、そういう視点が大事なのではないかと思うんですけど、県はその辺について何か指導されたり、協議したりとか、そういう経過はありませんか。

(事務局)

震災が発生した後に市で開発事業協力者を公募して決めたということでございますが、その辺に関して県は特に関わってはいません。

やはり市が自分たちのまちづくりを主体的に考えた結果こうなったということで、あとは市が、既存の商店街だけでなく市全体の幅広い商店の方々と共存共栄策をきちんと検討していくということで聞いておりますので、県としてはその辺をしっかりとやっていただきたいのですが、主体的なまちづくりについては、県としてはそこまで口出しすべきではないのではないかと話をしています。

ただ、この計画を県が協議を受ける際の広域的な視点での調整ということでお話しすれば、市内部は当然市の責任となりますが、それを越えた広域的な話については県が対応するというので、周辺市町村等に今回の計画に対して意見等を聞いておまして、特に意見無しということで確認してございます。

そういうことで、あとは市内部での共存の話と、宮本委員がご心配されたような将来的な話、経営が思わしくなくなったときに撤退してしまうという、その辺は心配な

ところではございますけど、そうならないように市も一緒になって継続できるように協力していくのかなと思っております。

(議長)

福島県以外でこういう商港区を無分区に変更している例はあるんですか。商港区、つまり二つの網が被さっていて、臨港地区を外すと商業地区になってしまうということだとすると、この12ページの赤い所の商港区を今回と同じように無分区にすれば、大型商業施設を立地させることが可能になる、ということになるのではないかと思うものですから。

(事務局)

都市計画サイドと港湾サイドで定める運用指針というものがございまして、その中で先程もお話しましたように、その土地利用の度合いについて、都市的な土地利用が高いのか、港湾的土地利用が高いのかというところでレベルを4段階に分けておりまして、今回の地区は1レベルということで都市的な度合いが高いため、土地の規制に関しましては都市計画法に基づいた規制により行うこととし、港湾の区分については無分区としております。都市計画サイドでは、ここは商業的な土地利用を進めたいということで商業地域に用途地域を変更したところでございます。

もし他の地域が都市的な土地利用が高いということで無分区にするということであれば、無分区にした上でここはどういった土地利用が適切なのかということによって用途地域を定めることになると思います。ですから、商業地域に定めなければ当然そういった大規模商業施設は出来ないですし、逆にこの地域については、今の状況では都市的土地利用が高い地域というより港湾的な土地利用が高いということなので、無分区にすることは出来ないと考えています。

(議長)

他、いかがでしょうか。ぼちぼち論点が出尽くしてきているかと思いますが、それでは他に御意見も無いようですので、色々心配の種はたくさん出されましたので、これはこれで受け止めていただきたいと思いますと思いますが、今回のこの考え方について、審議会では了承するというところでよろしいでしょうか。

(異議なし)

(議長)

ありがとうございます。御異議無しと認め、本意見に対する県の対応について了承するということにしたいと思います。

それでは、議案の内容についての御質問、御意見がございましたら頂きたいと思えます。今までは前段のところからこれから議案のところまでです。よろしいでしょうか。

それでは御意見無しということでございますので、議案第1952号につきましては御異議無しと認め、議案第1952号いわき都市計画臨港地区の変更については、原案の通り同意をするということに決定を致します。

それでは、次の議案に移らせていただきます。議案第1953号「いわき都市計画道路の変更について」、事務局より説明願います。

(事務局)

それでは説明致します。資料では13ページをお開き下さい。議案第1953号いわき都市計画道路3・5・142号船引場原木田線及び3・5・144号船引場館ノ腰線の変更に関する案件でございます。

まず全体の概要について説明致します。資料では14ページでございます。こちらは道路計画の総括図でございますが、この図の赤い線で示しているのが3・5・142号船引場原木田線と3・5・144号船引場館ノ腰線でございます。船引場原木田線は、いわき市小名浜字船引場を起点としまして、いわき市小名浜大原字原木田前までの延長L=2,100m、標準となる有効幅員はW=12mで、2車線の幹線街路でございます。船引場館ノ腰線も同様に、いわき市小名浜字船引場を起点としまして、いわき市永崎字橋出までの延長L=2,830m、標準となる有効幅員W=12mの幹線街路でございます。

資料では15ページを御覧下さい。こちらは計画図でございますが、赤色で旗揚げしている道路が今回都市計画の変更を行う船引場原木田線と船引場館ノ腰線でございます。緑色に着色した所が都市センターゾーンで、この北側に位置しております。赤線の箇所が今回の変更区間でございます。土地区画整理事業で東側へ移動し整備する都市計画道路辰巳町線や、既存の市道辰巳町1号線への右折車線を確保するために、幅員の変更を行うものでございます。

続きまして、変更区間の概要を説明致します。資料では16ページを御覧下さい。緑線で囲まれた区域が都市センターゾーンになります。今回、緑色に着色した区域を拡大し、土地区画整理事業で港湾関係の官公庁エリアとして整備し、東側の街区に施設を集約することから、当初都市センターゾーンの中央に配置されていた都市計画道路辰巳町線を東側へ変更し、アクティビティゾーンと官公庁エリアに分けることになりました。

資料では17ページを御覧下さい。船引場原木田線と船引場館ノ腰線から、東側へ移動した都市計画道路辰巳町線と、既存の市道辰巳町1号線へ流入する車両の円滑な通行と歩行者の安全確保を図るため、船引場原木田線においては右折車線が、船引場館ノ腰線においては右折車線と交差点改良が必要となるため、幅員を2.75m拡幅するものでございます。

したがって、船引場原木田線におきましては、起点から既に幅員が確保されている区間までの延長L=35m区間を、既決定の幅員W=15mからW=17.25mへ変更し、船引場館ノ腰線におきましては、起点より市道辰巳町1号線までの延長L=190m区間を既決定の幅員W=15mからW=17.25mへ変更致します。併せて船引場館ノ腰線におきましては、都市計

画法第11条第2項の規定により、新たに車線の数を2車線と決定致します。

次に幅員構成について標準横断図で御説明致します。資料は18ページでございます。全体幅員が17.25m、車道部が10.25mで、両側に3.5mの自転車歩行者道を設置致します。また車道部につきましては、3.25mの車道が2車線と、両側に0.5mの路肩を設け、右折レーンとして2.75mの付加車線を設けることとしております。以上で資料の説明を終わります。

次に議案書の説明を行います。議案書の4ページをお開き下さい。議案第1953号いわき都市計画道路の変更について。都市計画道路中3・5・142号船引場原本田線ほか1路線の変更でございますが、両路線とも一部区間の幅員の変更でございますので、種別、名称、位置、区域、構造形式、幅員の変更はございません。ただし、幹線街路3・5・144号船引場館ノ腰線の車線の数につきましては、本路線の都市計画決定が都市計画道路の構造項目に車線の数を定めた都市計画法施行令等の改正以前であったため、定めておりませんでしたので、今回、都市計画法第11条第2項の規定により新たに車線の数を2車線と決定致します。また幹線道路との平面交差数につきましても、本路線の都市計画決定後に当該箇所以外の箇所で交差する街路が増えていたことから、3カ所から5カ所へ変更致します。

5ページを御覧下さい。理由につきましては先程説明させていただきましたので、省略させていただきます。また、案の縦覧における意見書の提出はございませんでした。以上で説明を終わります。

(議長)

只今の説明につきまして御質問、御意見はございませんでしょうか。

それでは、意見もございませんので、御異議無しと認め、議案第1953号いわき都市計画道路の変更については、原案のとおり同意するということに決定致します。

それでは、次の議案に移らせていただきます。議案第1954号「いわき都市計画緑地の変更について」ということでございます。事務局より説明願います。

(事務局)

それでは説明させていただきます。スクリーンを御覧下さい。なおスクリーンと同様のものをお手元の資料2にまとめておりますので、こちらの1ページを御覧下さい。議案第1954号いわき都市計画緑地、7号久ノ浜防災緑地の変更について、でございます。

資料では2ページを御覧下さい。こちらは久ノ浜地区の総括図です。赤色で染めてある区域が7号久ノ浜防災緑地の区域でございます。多重防御による津波からの防災性を図るため、面積11.2haの整備区域について、既に平成24年11月30日に都市計画が決定されております。

3ページを御覧下さい。こちらは計画図でございます。今回の変更の内容について御説明いたします。本防災緑地の中程にある黄色に染められた箇所は、東日本大震災

の津波から流出を逃れた「秋葉神社」があり、この神社を現在の位置に残すため、当該区域面積0.025haを都市計画区域から廃止するものでございます。

資料では4ページを御覧下さい。当初、当該神社は土地区画整理事業区域内へ移転する計画でしたが、地域の繋がり象徴及び東日本大震災の記憶を残す象徴として、地域住民から現在の位置での存続を求める声が高まって参りました。

詳細設計を行った結果、神社の地盤が防災緑地の有効な高さよりも高いことが判明しましたので、神社を現在の位置に存続させても防災緑地としての機能は保たれることから、地域住民の強い意向を踏まえまして、現在の位置に存続させ、都市計画緑地から0.025haを除外するものでございます。以上で資料の説明を終わります。

次に議案書の説明を行います。議案書の6ページをお開き下さい。議案第1954号いわき都市計画緑地の変更について。7号久ノ浜防災緑地の変更でございますが、廃止面積が0.025haと小さいことから、名称、位置、面積の変更はございません。

7ページを御覧下さい。理由につきましても、先程説明させていただきましたので省略させていただきます。また、案の縦覧における意見書の提出はございませんでした。以上で説明を終わります。

(議長)

只今の説明につきまして御質問、御意見はございませんでしょうか。それでは意見無しということでございますので、議案第1954号いわき都市計画緑地の変更につきましては、原案の通り同意するということで決定致します。

次に、報告事項に入ります。次第の3番、報告事項の(1)にあります、第164回福島県都市計画審議会に付議され、告示及び広告された案件につきまして、事務局より報告をお願い致します。

(事務局)

それでは御報告致します。議案書の8ページを御覧下さい。第164回福島県都市計画審議会に付議された案件は、次の通り告示及び広告されました。

議案第1947号、相馬都市計画都市高速道路の決定について。告示公告年月日が平成25年3月29日。告示公告番号が福島県告示第248号でございます。なお本議案につきましては、東日本大震災復興特別区域法第48条第8項の規定による告示でございます。

次に、議案第1948号、県中都市計画道路の変更について。告示公告年月日が平成25年4月5日。告示公告番号が福島県告示第271号でございます。

次に、議案第1949号、田村東部都市計画区域、常葉都市計画区域、船引都市計画区域及び三春都市計画区域の変更について。告示公告年月日が平成25年5月14日。告示公告番号が福島県告示第133号でございます。

次に、議案第1950号、県南都市計画区域、棚倉都市計画区域及び塙都市計画区域の変更について。告示公告年月日が平成25年5月14日。告示公告番号が福島県告示第

134号でございます。

最後に、議案第1951号、田島都市計画区域及び伊南都市計画区域の変更について。告示公告年月日が平成25年5月14日。告示公告番号が福島県公告第135号でございます。以上で報告を終わります。

(議長)

只今の報告に関しまして、御質問等ございましたら頂きたいと思えます。よろしいでしょうか。それでは御意見が無いということで、次第の4番その他の(1)にあります「都市計画区域マスタープランの見直しについて」ということでございます。事務局より説明願います。

(事務局)

都市計画課の菊地と申します。資料3を使いまして、平成21年度から進めている都市計画区域マスタープランの見直しについて、進捗状況の方を報告させていただきます。座って説明致します。

1枚お捲りいただけますでしょうか。マスタープランの見直しにつきましては、震災後の平成23年10月、第159回の審議会におきまして、今後の進め方等を説明させていただきました。その時から時間も経っておりますので、改めて都市計画マスタープランの概要も含めて説明したいと思えます。

まず一つ目ですが、都市計画区域マスタープラン、こちらにつきましては都市計画を進める上で基本となる計画であります。都市の将来像ですとか、目標や具体的な整備方針について、市町村の枠を超えた広域的な視点によって、県が定める計画でございます。現行の区域マスタープランは、県内33都市計画区域によって平成16年5月に策定しております。下になります。市町村のマスタープランでございます。各市町村は、地域の特性を反映しながら、創意工夫のもと県が作成する区域マスタープランに即した形で市町村マスタープランを定めます。市町村はより地域に密着した都市計画の方針、地域の姿を明らかにするという計画でございます。簡単ですが、関係を表した図が下でございます。県の方は、上位計画となります福島県総合計画等を反映させた形で、都市計画区域マスタープランということで定めます。一方右側ですが、市町村も同じように上位計画等を踏まえた、より地域に密着した計画ということで市町村マスタープランを作成します。中央部に連携調整と書いてありますけれども、どちらのマスタープランを作るにあたっては、住民の意見を聞きながら、各計画に齟齬が生じない様な形で調整しながら作成しております。このマスタープランを受けた形で個々の都市計画、例えば用途地域ですとか、道路、公園といった都市施設等の計画を策定、決定していくというものでございます。

2ページ目をご覧ください。これまでの見直しの背景と経緯というものを御説明いたします。マスタープランの見直しの背景ですが、人口減少ですとか少子高齢化の進展、また平成18年度に行われた市町村合併に伴いました生活圏の広域化というものがござ

います。

見直しの経緯でございますけれども、平成18～19年の2ヶ年にわたり専門小委員会で御議論いただきまして、都市政策の在り方について都市計画審議会から答申を頂いております。平成20年度にその答申を踏まえまして都市づくりの拠り所となる「新しい時代に対応した都市づくりビジョン」というものを計画、策定いたしました。平成21年度からそのビジョンに基づきマスタープランの見直し作業を進めておりまして、県民の方へのアンケート調査ですとか、各生活圏単位での住民懇談会、あとは都市政策推進専門小委員会等の議論をいただきまして、素案を作成しております。

続きまして平成22年度にマスタープランの原案を作成しました。内容につきましては、22年度の11月に小委員会の中で説明・議論いただきましたが、それらの意見を踏まえた形で懸案というものをまとめ上げて、幅広く県民の方から意見を募るために、パブリックコメントの準備をしていたところで丁度大震災にあってしまい、それ以降は震災の対応等をやっていたというような状況でございます。

1枚お捲りいただいて3ページ目をご覧ください。マスタープランがどのようなものかというものです。左側になりますけれども、先程説明しました20年度の都市づくりのビジョンというものに、基本理念と致しまして「都市と田園地域等との共生」を掲げております。それを踏まえた基本方針ということで「都市と田園地域等が共生する都市づくり」、「地域特性に応じたコンパクトな都市づくり」、「ひと・まち・くるまが共生する都市づくり」という3つの方針を掲げております。これらの方針、理念を具体化、実現するためにマスタープランというものを定めるのですが、震災以降の新たな視点としまして、震災復興の視点で、安全・安心な災害に強いまちづくりですとか、復興のための新たな土地利用という視点を捉えた形で区域マスを作ろうと考えております。右側ですが、区域マスの構成ということで、区域マスタープランに掲げる事項は都市計画法で定めてあるのですが、太文字で書かれている1番としまして都市計画の目標、2番としまして市街化区域と市街化調整区域、いわゆる線引きを定める方針、3つめとしまして主要な都市計画の決定の方針というものを定めております。

言葉だけでは解りにくいので、お手元のA3カラー版、これは概要版でして、今日は県中の都市計画区域をお配りしております。今程説明しました構成の中身がこの中に書かれているというものでございまして、詳しくは説明致しませんが、表の左側に大きく5つに分けた都市の現状と課題というところがございまして、震災を踏まえた視点ということで、中程に書かれております、東日本大震災を踏まえた災害に強い都市施設整備が必要とか、これは県中なので郡山駅前等の内水被害が多くございまして、そういった問題に対しては治水対策が必要ということを明記しております。

それに対してどうするかというのは中程に書かれておりまして、中央の「②安全で安心できるまちづくりの推進」の所で、今回の震災で公園が避難場所として使ったということなので防災拠点としての整備、また避難路としての街路整備等をやっていかなければなりません、ということが書かれております。また右下の方「⑤魅力と賑わいのある中心核と産業基盤の形成」で、復興計画等に位置づけられた医療関連・再生

可能エネルギー等の集積等をポイントとして書かれているというようなことでございます。

裏面を見ていただいて、細かい部分は説明しませんが、それぞれの都市計画の決定方針ということで、土地利用ですとか都市施設の整備、また自然的環境の整備保全の方針等々が書いてあります。こういうものを今現在は30ページくらいの冊子ですが、元々の区域マスタープランに採用しているということでございます。

A4版の資料にお戻り頂いて4ページ目、今後の手続きの流れでございますが、平成24年度は震災の影響や復興計画等を踏まえた検討ということで、市町村や関係機関等と調整を進めて参りました。右側の四角囲みですが、津波被災を受けた浜通りの区域については、現在都市計画決定等、やっと計画が決まった状態でございます。復興まちづくりの状況が見えてから、この都市の将来像である区域マスタープランを定めようということで、今回浜通りの区域については、見直しの作業から除外している状況でございます。平成25年度に入りまして、丁度今やっているところですが、パブリックコメント、6月の末から今週木曜日までの一ヶ月間、県民の方から幅広く意見を募っているという状態であります。

そのあとでございますが、こちらにつきましては日程等を調整したいと思っておりますが、都市政策推進専門小委員会の場で改めて区域マスタープランの案につきまして議論を頂きたいと考えております。その後都市計画公聴会、国関係との協議、法に基づく広告縦覧、市町村への意見照会等ございまして、福島県の都市計画審議会へお諮りしたい。その後に大臣同意協議がありまして、年度内には都市計画決定の手続きをしたいと考えております。区域マスタープランの見直しについては以上でございます。

(議長)

という説明であります。何か御質問ございますでしょうか。これから専門小委員会が始まるということです。

よろしいでしょうか。それでは、御質問無いということでございますので、本日の審議事項は以上でございます。久しぶりに活発な意見交換が出来たと思います。ありがとうございました。事務局の方にお返し致します。

(事務局)

熱心な御議論をありがとうございました。以上をもちまして、第一六五回福島県都市計画審議会を終了させていただきます。本日は誠にありがとうございました。

(開催時間 1時間32分)

以上のとおり相違ないことを証します。

3 番 佐藤 玲子

17 番 宮本 しづえ